



議案第四百四号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
について

次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年十二月二十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾参年拾月拾日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十六年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条を第十八条とし、第十五条の次に次の二条を加える。

（休職者の給与）

第十六条 職員が地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされたときは、町長が定めるところにより給与を支給することができる。

（専従休職者の給与）

第十七条 地方公営企業労働関係法附則第四項の規定において準用する同法第六条第一項ただし書の許可を受けた職員にはその許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年十二月十四日から適用する。